



各 位

2024年 3 月 6 日

会社名 株式会社 IJTT
代表者 代表取締役社長 瀬戸 貢一
(東証 スタンダード市場 コード番号7315)
問合せ先 管理部門統括 樋口 恵一
(TEL 045 - 777 - 5560)

株式併合並びに単元株式数の定めの変更及び定款の一部変更に係る承認決議に関するお知らせ

当社は、2024 年 2 月 5 日付「株式併合並びに単元株式数の定めの変更に関する臨時株主総会開催のお知らせ」(以下「2024 年 2 月 5 日付当社プレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、株式併合並びに単元株式数の定めの変更に関する各議案について本日開催の当社の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。

これにより、当社株式は、本日から 2024 年 3 月 24 日までの間、整理銘柄に指定された後、2024 年 3 月 25 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

記

1. 第 1 号議案 株式併合の件

当社は、以下の内容の株式併合(以下「本株式併合」といいます。)について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、本株式併合の内容の詳細は、2024 年 2 月 5 日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合比率

当社株式について、20,261,828 株を 1 株に併合いたします。

③ 減少する発行済株式総数

46,912,433 株

(注) 当社は、2024 年 2 月 5 日開催の取締役会において、2024 年 3 月 26 日付で自己株式 2,241,848 株(2024 年 1 月 30 日時点で当社が保有する自己株式の全部に相当します。)を消却することを決議しておりますので、「減少する発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を前提として記載しております。

④ 効力発生前における発行済株式総数

46,912,434 株

(注) 当社は、2024 年 2 月 5 日開催の取締役会において、2024 年 3 月 26 日付で自己株式 2,241,848 株(2024 年 1 月 30 日時点で当社が保有する自己株式の全部に相当します。)を消却すること

を決議しておりますので、「効力発生前における発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を前提として記載しております。

- ⑤ 効力発生後における発行済株式総数
1株
- ⑥ 効力発生日における発行可能株式総数
4株
- ⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

本株式併合により、いすゞ自動車株式会社（以下「いすゞ自動車」といいます。）以外の株主の皆様が保有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。本株式併合の結果生じる1株に満たない端数の処理の方法につきましては、その合計数（その合計数に1株に満たない端数がある場合には、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第235条第1項の規定により当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を、会社法第235条その他の関係法令の規定に従って売却し、その売却により得られた代金を、端数が生じた株主の皆様に対して、その端数に応じて交付いたします。かかる売却手続きに関し、当社は、会社法第235条第2項が準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、当該端数の合計数に相当する株式をARTS-1株式会社（以下「公開買付者」といいます。）に売却することを予定しております。

この場合の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である2024年3月26日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式の数の、公開買付者による、当社株式に対する公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格と同額である850円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。

但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

2. 第2号議案 定款一部変更の件

当社は、以下の内容の当社定款の一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。

- ① 本臨時株主総会において、第1号議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は4株に減少することとなります。かかる点を明確にするため、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
- ② 本株式併合の効力が生じた場合には、当社の発行済株式総数は1株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数に関する規定を廃止するため、定款第8条（単元株式数）及び第9条（単元未満株式についての権利）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。
- ③ 本株式併合の効力が生じた場合には、当社の株主はいすゞ自動車のみとなり、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、第13条（定時株主総会の基準日）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。
- ④ 本株式併合の効力が生じた場合には、当社の株主はいすゞ自動車のみとなり、また、当社株式は上場廃止となるため、株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第15条（電子提供措置等）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

なお、当該定款の一部変更の内容等は、2024年2月5日付当社プレスリリースをご参照くだ

さい。

また、当該定款一部変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、2024年3月27日に効力が発生する予定です。

3. 株式併合の日程

① 本臨時株主総会開催日	2024年3月6日（水）
② 整理銘柄指定日	2024年3月6日（水）
③ 当社株式の売買最終日	2024年3月22日（金）（予定）
④ 当社株式の上場廃止日	2024年3月25日（月）（予定）
⑤ 本株式併合の効力発生日	2024年3月27日（水）（予定）

以上